令和5年定例会4月会議

豊浦町議会会議録

令和5年4月27日(木曜日)

午後1時30分 再開

午後3時21分 散会

令和5年定例会4月会議

豊浦町議会会議録

令和5年4月27日(木曜日) 午後1時30分 再開

◎議事日程(第1号)

再開宣告

開議宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議会運営委員長報告

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 議案第31号 豊浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改

正について

日程第6 議案第32号 豊浦町漁業系一般廃棄物リサイクルセンター条例の一部改正につい

て

日程第7 議案第33号 令和5年度豊浦町一般会計補正予算(第1号)について

日程第8 議案第34号 令和5年度豊浦町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)に

ついて

日程第9 報告第1号 専決処分の報告について(令和4年度豊浦町一般会計補正予算(専

決第2号) について)

散会宣告

◎出席議員(7名)

議長8番根津公男君 副議長7番 石澤清司君

1番 山田秀人君 3番 小川晃司君

4番 勝 木 嘉 則 君 5番 大 里 葉 子 君

6番 渡辺訓雄君

◎欠席議員(0名)

◎説明員

町 長 井 洋 一 君 村 副 町 長 歩 君 須 田 育 長 敏 君 教 葛 西 正 厚 志 君 代 表 監 査 委 員 菅 野 総 務 課 長 川壮輔君 石

課 長 補 英 和 君 総 務 佐 竹 島 政 策財 政 課 長 本 所 淳 君 町 民 課 長 竹 林 善 人 君 町 民 課 長 補 佐 久 保 隆 史 君 信 君 農 林 課 長 井 上 政 長 農 林 課 大 嶋 君 補 佐 果 林 水產商工観光課長 晋 君 長谷部 総合保健福祉施設事務長 藤 原 君 弘 樹 下 総合保健福祉施設事務次長 阪 克 哉 君 国民健康保険病院事務局長 高 橋 美 香 君

◎事務局出席職員

 事
 務
 局
 長
 荻 野 貴 史 君

 書
 記
 岩 崎 洋 子 君

◎再開宣告

○議長(根津公男君) 皆さん、こんにちは。

本日、4月27日は休会の日でありますが、議事の都合により、定例会4月会議を再開いたします。

なお、ただいまの出席議員は7名であり、法第113条の規定による定足数を満たしております。 よって、会議は成立いたします。

◎開議宣告

○議長(根津公男君) これより、本日の会議に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(根津公男君) 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において、4番、勝木嘉則議員並び に5番、大里葉子議員を指名いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長(根津公男君) 日程第2、議会運営委員会の委員長報告をいたします。

議会運営委員会の委員長から、去る4月24日に開催されました議会運営委員会による本会議の運営等についての協議経過と結果報告の申出がありましたので、これを許可いたします。 議会運営委員会小川晃司委員長、登壇願います。

○3番(小川晃司君) 議長の許可をいただきましたので、去る4月24日に開催されました議会運営委員会における協議結果等についてご報告をいたします。

令和5年定例会4月会議の議事日程等につきましては、お手元に配付のとおりでございます。 会議に付議されている案件等につきましては、行政報告が1件のほか、町長からの提案として、条例の一部改正が2件、補正予算が2件、専決処分の報告が1件であります。

以上のことから、定例会4月会議の会期につきましては、1日間としたところであります。 短期間ではありますが、円滑な議会運営に特段のご協力を賜りますことをお願い申し上げ、 議会運営委員会の委員長報告といたします。

- ○議長(根津公男君) 議会運営委員会の委員長報告が終わりました。 委員長報告に対する質疑はございませんか。 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 今回付議されている議案の中に、当然、これは議運としても受けたのでしょう。これで言うと、予算編成において遺漏していたものがあったということで、議運としてはどのように処理をしたのですか、当局に対してどのようなことを述べたのですか、伺います。
- ○議長(根津公男君) 荻野議会事務局長。
- ○議会事務局長(荻野貴史君) ただいまのご質問でございます。

本来なら私が回答すべきかどうかというところもございますが、ただいま山田議員からお話 のありました補正予算においての歳入の当初予算計上漏れの件だったと思います。

こちらにつきましては、3月の予算委員会の中で執行部側から計上漏れをしておりましたと

いうことで、直後の定例会にてすぐに補正予算を計上するといったような予算委員会の中での ご回答があったと認識しておりましたので、議会運営委員会の中では、このたび、そういうこ とで計上するというようなことがございましたが、それ以上は議会運営議員会の中では出なか ったと認識してございます。

- ○議長(根津公男君) ほかにありますか。
 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 忘れることもあると思います。同じ議会の事務局長だから、あまりこの場で申し上げたくないけれども、説明の中に3月議会で予算計上をしていなくて近々の定例会で提出をしたいという申出があったというか、聞いたというか、そういう話は3月議会で私は耳にしていないのです。人間だから、忘れることもあると思います。ただ、幾ら原課でも、総額約80億円の予算をそれぞれチェックして計上していると思いますが、私は謙虚な気持ちで、忘れたら忘れたでいいのではないのか、軽くおわび申し上げます、そういう話だったら分かるけれども、局長が様々な方を配慮した言い方も分からないわけではないけれども、謙虚さが抜けているのかなと、足りないのかなと思いました。

一言だけ申し上げますが、3月議会で私や局長が申し上げた言動はありましたか。

- 〇議長(根津公男君) 荻野議会事務局長。
- ○議会事務局長(荻野貴史君) ただいまのご質問でございますが、3月議会ではなくて、3月の予算委員会の中で、原課のほうで当初計上漏れをしていたことがその時点で分かったということで、予算委員会の中でその報告がございまして、当時、担当課長からも、その旨、おわびを申し上げるということで委員会の中で謝辞を述べられた経緯があったという認識でございます。
- ○議長(根津公男君) ほかにありますか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めます。

よって、委員長報告は報告済みといたします。

◎諸般の報告

○議長(根津公男君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

議会におけるその後の動向につきましては、配付文書により報告といたします。

次に、本定例会 4 月会議における町長からの提出議案、その他の資料は、それぞれ配付のとおりであります。

次に、説明員及び委任職員は13名であります。

以上、報告といたします。

◎行政報告

○議長(根津公男君) 日程第4、町長から行政報告を行う旨の申出がありましたので、これを受けることといたします。

村井町長。

〇町長(村井洋一君) 行政報告を行います。

火災の発生についてでございます。

火災が発生しましたので、ご報告をさせていただきます。

4月3日月曜日10時6分頃、大岸147番地、株式会社北海道裕雅所有の宅地から出火し、約250

平方メートルを焼失、隣接しているユニットハウスが半焼いたしました。

株式会社北海道裕雅からの通報により駆けつけた消防職員の消火活動により、同日10時43分に鎮火いたしました。

出火原因は、当該宅地所有者が周辺の枯れ草等を燃やしていたところ、火が燃え広がり、周 囲に延焼したものでございます。

また、火入れを無届で実施していたことから、消防から厳重注意を行っております。

なお、西胆振行政事務組合消防本部及び支署から消防職員11名、消防団員2名、車両4台が 消火活動に当たりました。

以上、火災発生についての報告といたします。

○議長(根津公男君) 町長の行政報告が終わりましたが、特に確認したい事項等があれば発言を許します。

(「なし」と言う人あり)

- ○議長(根津公男君) なければ、これで行政報告を終わります。
 - ◎議案第31号 豊浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 〇議長(根津公男君) 日程第5、議案第31号 豊浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償 に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋国民健康保険病院事務局長。

○国民健康保険病院事務局長(高橋美香君) それでは、議案書の1ページをお開きください。 議案第31号 豊浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について ご説明いたします。

豊浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしまして、豊浦町国民健康保険病院において、多様な人材を確保する観点から、医療技術職を会計年度任用職員として雇用できるようにするため、本条例を改正する必要があることから、この条例案を提出するものでございます。

改正条文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたしますので、別冊資料の条例改正等新旧 対照表の1ページをお開きください。

豊浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、別表(第4条関係)等級別基準職務表に、医療職給料表(一)、医療技術職を追加するものです。

議案書の2ページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

- ○議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。 山田議員。
- **○1番(山田秀人君)** 議案の説明は、全員協議会でも、一度、この内容についてはお話を受けました。それで、この背景にあるということは、本来、正規職員で賄うということなのですが、しかしながら、専門職についてはなかなか応募しても来ない。それでもって、いっときは臨時的な職員、会計年度任用職員、一年一年の雇用ですが、そういう方を雇わざるを得ないということで、そういう背景ですが、今後、これは正規職員として一体どのように募集して、町

民の命を預かる国保病院として、きちんと正規職員をそろえた体制をつくるという意味では、 雇用の確実さ、それはどのような見通しを持っているのですか。なおかつ、募集についてはき ちんとしているのかどうか、積極的にやるのかどうか、やっているのかどうか、ここを伺いま す。

- 〇議長(根津公男君) 高橋国民健康保険病院事務局長。
- **○国民健康保険病院事務局長(高橋美香君)** 今回の対象となる職員は薬剤師でございます。 薬剤師につきましては、あと2年で定年退職を迎えるわけですけれども、それに関しまして は、もう数年前から薬剤師の正規職員の採用は募集しております。

ただ、現状としまして、今、正規職員として1名おります。そのほかに、もう1名フルタイムで必要かというと、そこまでではないというところで、今回は会計年度任用職員ということで募集したわけでございますけれども、そのほかの医療技術職につきましても、今後数年、5年以内ぐらいに大半の方が定年退職を迎えるわけですので、今年度、来年度以内にはどのような形で採用していくのか、また、それぞれの学校等を訪問した中で、そういった方がどういった形であれば採用に至るのかというところも各学校の先生方ともいろいろ面談しながらやっていきたいと考えております。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 今、病院事務局長がおっしゃったように、この職種については、いわゆる売り手市場といいますか、なかなか採用がないわけです。ですから、給与とか、そういう処遇面がいいところに傾斜して、そっちのほうに入っていくということです。

私も、この件については、いろいろなところから話を聞きますと、いわゆるドラッグストアーなどの薬剤師のほうが給与がよくて、こういったところにはなかなか来ないのだと。なおかつ、都会の病院での採用はあるけれども、なかなかいないのだというお話がありました。医療大学とか薬科大学へ行って積極的にアプローチしないとなかなか採用できないと思うのですが、そういう努力はなされているのですか。

- ○議長(根津公男君) 高橋国民健康保険病院事務局長。
- **○国民健康保険病院事務局長(高橋美香君)** 数年前にそういった学校に行ったと聞いていますけれども、昨年、私が来てからは一度も行っておりませんので、今後は行っていきたいと考えております。
- 〇議長(根津公男君) ほかにありませんか。 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 今年から療養型を充実するかしないかは別問題として、それに取り組んでいる姿はひしひしと伝わるのでありますが、近々の会計年度任用職員の関係は薬剤師であることも把握できましたし、今後、4年後、5年後にまたそういう方もいるということです。それは分かるのですが、様々な都合で、まさかということで退職して、会計年度任用職員が採用にならない場合もあるだろうし、改めて申し上げるわけではないけれども、先を見たり、余裕を持ったり、そういう医療の関係の人脈というか、つながりが重要だと思います。地域差もあって本当に難しいと思います。創意工夫して取り組んでくれると思うのですけれども、薬剤師だけだと言っていましたが、3年後、あるいは今年でもそういう状況はあるかないかということと、こういう専門職に対する取り組み方をもう一度お尋ね申し上げたい。
- 〇議長(根津公男君) 高橋国民健康保険病院事務局長。
- **○国民健康保険病院事務局長(高橋美香君)** 今回は、たまたまといいますか、66歳の方から パートでもいいのでという応募がありました。私どもは正規職員での募集しかしていないので

すというお話をさせていただいたのですけれども、パートでもいいですということもありまして今回の条例の提案に至ったわけですが、それ以外にも、放射線技師も定年を迎えておりますし、柔道整復師や昨年に採用しました理学療法士ももう50歳を過ぎておりますので、少なからず10年以内には何人かずつでも定年を迎えていくことになりますので、そこも踏まえながら、今後はいなくなってから、辞めますと言ってからでは遅いとは思いますので、その前に少しずつ動きたいと考えております。

○議長(根津公男君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。 討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

〇議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

◎議案第32号 豊浦町漁業系一般廃棄物リサイクルセンター条例の一部改正について

〇議長(根津公男君) 日程第6、議案第32号 豊浦町漁業系一般廃棄物リサイクルセンター 条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

長谷部水産商工観光課長。

〇水産商工観光課長(長谷部 晋君) 議案第32号 豊浦町漁業系一般廃棄物リサイクルセンター条例の一部改正についてご説明いたします。

豊浦町漁業系一般廃棄物リサイクルセンター条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定めるものでございます。

提案の理由としましては、漁業系一般廃棄物リサイクルセンターにおいて製造される堆肥の 区分及び金額の見直しを図る必要があることから、この条例案を提出するものでございます。 議案書4ページをお開きください。

改正内容につきましては、条例の別表第2中におきまして、堆肥の区分について、これまでばら売りのフルイなしの販売実績がないことから、この区分を削除し、またばら売りの1立方メートル当たりの単価を、製造にかかるコストを基に、300円から2,000円に改正するものです。 附則としまして、この条例は令和5年5月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

- ○議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。 石澤議員。
- **〇7番(石澤清司君)** 1点だけ確認させていただきます。

これは、単位が1立方メートルとなっているのですけれども、普通は容積という考え方から すれば、リットルという単位を使って、この辺の対応についてはそういう考え方でいるのでは ないかと私は捉えているのですけれども、この辺の単位の考え方について、ひとつお考えをお 示しいただければと思います。

- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- **○水産商工観光課長(長谷部 晋君)** 1立方メートルの考え方でございますが、私も当時の 書類等を見てございませんので、お答えができない状況でございます。
- 〇議長(根津公男君) 石澤議員。
- **〇7番(石澤清司君)** 容積だという捉え方でいるのか、立方メートルというのはどのような捉え方で対応していけばいいのか。

普通は大体40リットルとか200リットルという単位で販売している業者が多いのではないかと 私は理解をしている1人なのですけれども、この辺がなぜ立方メートル当たりという単位になったのかが釈然としなかったものですから、協議会でも一つ700グラムだというような単位で説明はあったのですけれども、そんなことも含めて、買う側にしてみれば、容積という捉え方で対応されたほうがぴんとくるのではないのかというのが私の考え方です。これはこれとして、今日は提案になっているのですけれども、今後は買う身の立場でどういう形が望ましいか、ひとつ検討も含めて対応していただければなと思っています。

- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- **〇水産商工観光課長(長谷部 晋君)** 実際に購入される方で、いわゆるトンバックというものもありますけれども、ダンプでそのまま取りに来られる方もいらっしゃいます。

そういう部分で、推測にはなってしまうのですが、体積1立方メートル当たりというのを基礎に計算しているのではないかと考えてございます。

- ○議長(根津公男君) ほかにありませんか。 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 今の同僚議員のお話の中にもちょっと触れますけれども、1立方メートルの中にすかすかで入っていても満杯になったら1立米、めちゃめちゃ踏みつけて踏みつけて1立米になった場合と概念が違うのです。

普通は肥料を売っているところに行きますと、何キログラム詰めとか、中身というのは一定の含水量とか一定の固形物が入って、肥料なら肥料の衡量を果たすような格好で売っているのです。長谷部課長も畑をすると思うのですけれども、そういう概念が必要だと思うのです。ですから、ぜひそこは考えてやるべきだと思うのですが、さて伺います。

リサイクルセンターと管理委託というのは幾らで契約したのですか。もう契約したのでしょう。それをお知らせください。

- ○議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- ○水産商工観光課長(長谷部 晋君) 契約金額でございますけれども、はっきりした数字は 覚えてございません。(「ざっくりでいい」と言う人あり)

ざっくりで、約5,100万円です。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番**(山田秀人君) これは1年契約だと思うのですが、内容というのは、各箇所に置かれて水切りされているものを取りに行って、その業務から全部始まって、発酵させ、ある程度の肥料が出来上がったと。ある程度というか、一つの肥料として販売できるような肥料が出来上がるまでの内容というのが契約内容なのですか。
- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- ○水産商工観光課長(長谷部 晋君) 以前もそうですけれども、リサイクルセンターの管理 運営の契約内容につきましては、一時仮置き場からリサイクルセンターまでの収集運搬から始 まりまして、施設内での発酵処理、雑物をレーンに入れて25日間かけて発酵させます。そして、

25日たつと、最後尾から戻し堆肥という半製品が出てきます。それを今度は製品庫のほうに持っていって、攪拌をして完成させます。攪拌させ、乾燥させて、それを今度はふるいにかけるところまでが契約の内容となってございます。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- ○1番(山田秀人君) そうすると、収集運搬です。

まず、収集運搬というのは、きちんとした運搬で、ただ野積みにして、水分を道路に垂れ流 しするような運び方はしないと思うのですが、まずはそういう運搬車をきちんと持っていると いうことになりますが、そういう整備はきちんとされているということなのですね。

そこはいかがですか。

- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- **〇水産商工観光課長(長谷部 晋君)** 今の委託している業者につきましては、もともとが産廃業者でございまして、きちんと一般廃棄物の収集運搬の許可も町から取っておりますし、車につきましても、以前は4トンダンプだったのですけれども、10トンダンプを使って収集運搬していますので、回数的にも大分減ります。

水切りの部分につきましては、一時仮置き場で結構切れていますので、運んでいる際にはほ とんど垂れ流すことはない状況でございます。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番**(山田秀人君) 委託業者が全部肥料として使えるというまでつくって、そこから袋詰めも全部、例えば袋で売る場合は袋詰めも委託業者の業務内容に入るのか。

そして、販売業務というのは、この間の議案説明では役場の職員が行うのだということでしたが、その展開ですね。流通とか、この間の議案説明のときにも皆さん聞かれていましたけれども、そういう確保はきちんとされると思うのですが、そこら辺のめど、確実性、販売業積、金額、そういう目標をある程度はお持ちになっているということになるのですね。伺います。

- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- **〇水産商工観光課長(長谷部 晋君)** まず、製品の袋詰めまでを業者にお願いしています。 その後の販売につきましては、以前にご説明したとおり、行政のほうで携わるということで、 販路開拓の部分では、以前から購入していただいているものはそれはそれなのですけれども、 販路開拓の部分で東京にいらっしゃる方に興味を持っていただいています。 5月13日の土曜日 に、その方とお会いして、いろいろと交渉してきたいと思っています。

その方は、全国津々浦々、いろいろなつてがありまして、知り合いの方に営業をかけてくれるというお話にもなっています。取りあえず、今の段階では、10キログラムの袋を1万袋販売したいという話をしていますので、もしそこの部分がうまくいけば買っていただいて、その部分の収入が豊浦町に入るようになっています。

目標としては、夢の9,000万円という話は今までしてきましたけれども、できれば1,000万円 程度の売上げがあればいいなと、そこを今は目標にして頑張っています。

○議長(根津公男君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。 討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。 お諮りいたします。 本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

◎議案第33号 令和5年度豊浦町一般会計補正予算(第1号)について

○議長(根津公男君) 日程第7、議案第33号 令和5年度豊浦町一般会計補正予算(第1号) についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本所政策財政課長。

〇政策財政課長(本所 淳君) 議案第33号 令和5年度豊浦町一般会計補正予算(第1号) についてご説明いたします。

議案書の5ページをご覧ください。

議案の朗読は省略し、歳入歳出予算の補正については、それぞれ1,840万1,000円を追加し、 総額を56億9,140万1,000円といたします。

補正内容につきましては、別添の補正予算概要書のとおりですが、その主な要因についてご 説明いたします。

初めに、歳出ですが、新型コロナウイルスワクチン接種事業では、新型コロナウイルスワクチンの追加接種を行うための所要額を追加いたします。

財産管理費と水産振興費については、財源更正のため、補正額の増減はございません。

次に、歳入については、手数料として、漁業系付着物処理手数料の増額、物品売払収入として、漁業系一般廃棄物処理施設物品売払収入を増額いたします。

財産貸付収入として、当初予算に計上漏れであった土地建物貸付収入を増額いたします。 こちらについては、改めまして、申し訳ございませんでした。

国庫負担金として新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金、国庫補助金として新型コロナウイルスワクチン接種事業補助金をそれぞれ追加いたします。

その他、財源調整として繰入金を減額措置いたします。

以上で説明を終わります。

- ○議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。 石澤議員。
- **〇7番(石澤清司君)** 11ページの4款衛生費、1項保健衛生費、8目新型コロナウイルスワクチン接種事業費についてお伺いをさせていただきます。

これは4月19日の全員協議会でるる説明を受けたわけでございますけれども、本会議場において、確認も含めてしておかなければならないと私なりに判断させていただきましたので、何点か質問をして、答弁をいただきたいと思ってございます。

新型コロナウイルスワクチン接種については、町民に対して丁寧な情報発信が必要であると私は考えておりまして、5月8日から、今まで2類であったものが5類になるということで、今日の午前中に国のほうで決定したということで、昼のニュース等でその辺の報道もあったわけでございますが、このことについて、接種に当たって町民に対して分かりやすいような説明をしていただきたいなと思ってございますので、全員協議会での答弁と重複するかもしれないですけれども、答弁をいただければと思ってございます。

感染法上の位置づけが、5月8日に季節性インフルエンザと同じ5類に下げるという中で、

無料で接種を受けられるが、2回以上の接種を終えた人は、今後はいつでも受けられるわけではなくなると私は捉えておりまして、接種時期については春夏の5月8日から8月と秋冬の9月以降の2回に設定されてございます。これまでの回数に関係なく、通常は秋冬の1回のみということでございますけれども、春夏を含めた2回の接種を受けられるのは、ワクチンの効果や免疫が続く期限を踏まえて、65歳以上の高齢者と基礎疾患がある人、また、医療従事者と介護従事者、前回の接種から3か月程度経過している必要があるということでございますし、春夏についてはオミクロン株対応のワクチンを使うということで決定がされているわけでございますけれども、このオミクロン株対応ワクチンを未接種で、今年の秋冬まで待ちたくない人は、5月7日までに接種を受けなければならなくなると私は理解しております。

一方で、初回接種と呼ばれる1・2回目を終えていない人は、初回接種に限り、2023年中はいつでも受けられると私は捉えているわけでございまして、5歳から11歳の場合も、2回以上受けていれば、秋冬の接種でよろしい。それから、6か月から4歳までの乳幼児は、接種として引き続き受けられるとあります。

そんなことも含めて、豊浦の町民の中で基礎疾患のある人や医療・介護従事者等に至る対象者 はどのように把握されているのか、また、春夏接種の対象者にはどのような接種券が配られる ことになっているのか、それらのことも含めて、いま一度、ご説明をいただければと思います。 〇議長(根津公男君) 藤原総合保健福祉施設事務長。

〇総合保健福祉施設事務長(藤原弘樹君) 接種の関係につきましては、議員のおっしゃられるとおりのスケジュールになってございます。

当町としましては、国の方針に基づきまして、言われるとおり、春と秋の接種という形で今回の補正予算を提案させていただいてございまして、対象者につきましても、今回の春の部分については、言われるとおり、65歳以上の者と、基礎疾患のある方、医療従事者ですとか、各種社会福祉施設の職員の方や入所者の方が対象になってくるというのが今回の春接種でございます。

今後、言われるとおり、2023年については国の方針で無料でという形で決まってございますけれども、2024年度以降につきましては、まだ私どもも詳細な情報が来てございませんので、まず決まっている2023年度につきましては、住民の方に十分分かりやすいように周知説明や通知をさせていただきまして、新たに今後、第5類になった後にどのようになっていくかというところは、国や北海道の情報を密に情報収集をしながら、皆様方に分かりやすく丁寧に説明できるような方法で行っていきたいと考えてございます。

〇議長(根津公男君) 石澤議員。

〇7番(石澤清司君) 答弁があったのですけれども、一つは未接種の方というのはどのように把握しているのか。当然、その間に転出された方もいるだろうし、転入された方もいるだろうし、その辺のところはどのように把握しているのか。

今回、それぞれの接種に関して、全町世帯というか、町民に案内を出して返信をもらうという捉え方であったのかどうかも含めて、その辺のところや、接種を受けていないという方もいるはずなのです。そういう人たちについても、きちんと分かりやすい説明をして、行政としてはそういう方々も含めてちゃんとした説明をして、あとは本人の判断になるものですから、その辺は後でああだ、こうだということにならないように、その辺のところの対応も含めて考えていかなければならないだろうし、当然、5歳から11歳については、1年に1回、秋冬にやればいいということもあるだろうし、6か月から4歳までの乳幼児についてもどのような対応がされていくかということを、その人たちに町としてどのように説明をしていくかとなると、書

面で送ったからいいということにはならないのではないかと思います。

乳幼児とかお年寄りで受けているか、いないのかも確認できない場合は、ぜひとも町民のほうに足を運ばれて、例えば保健衛生推進員が今いるのかどうかは私も調べていないから分からないのですけれども、そういう人たちにもいろいろとお手伝いいただいて、ワクチン接種を受けないという人はそれで構わないのですが、ぜひ受けたいという方がいれば漏れなく受けていただけるような対応も含めて、いま一度、どのような対応をされるのか、ご答弁いただきたいと思います。

- 〇議長(根津公男君) 藤原総合保健福祉施設事務長。
- ○総合保健福祉施設事務長(藤原弘樹君) まず、接種管理の部分でいいますと、これは日本 全国共通なのですけれども、接種管理の部分は、システムのほうでどなたが何回打ったかは、 全町民の方、転入されてきた方も含めて確認はできます。

未接種の方につきましても、あくまで最終的には自分本人の意思で受ける、受けないということになりますが、先ほど石澤議員が言われたとおり、保健衛生推進員という方も地区にいらっしゃいますので、今回は5月末になりますけれども、会議のほうもございますので、ワクチン接種というだけに限らず、検診とかそういった部分も含めて推進員の方にもご説明させていただき、地域の中にそういった部分で広報活動をしていただきたいと思っております。

あと、うちの地域包括支援センターのほうも高齢者の家庭とかに逐一、訪問をしていますので、未接種の方なども分からないことがあれば対応いたしますし、幼児、乳幼児の方についても、できればこちらにお問合せをいただいて、こういった形で打てますよというところで説明させていただくのが一番いいのですけれども、なかなかホームページを見ていただけませんが、広報紙やホームページも活用しながら、そういった形で周知させていただきたいと思ってございます。

- ○議長(根津公男君) ほかにありませんか。 勝木議員。
- ○4番(勝木嘉則君) 資料の中にも、1回目、5月から6月、2回目9月から10月までということで、1回目は先ほどご説明のありましたとおり、65歳以上と疾患とかいろいろある方と書いてあるのですけれども、コロナのワクチンというのは、私の認識不足だったら申し訳ないですけれども、大体半年くらいかと言われていたと思うのです。

そうであれば、2回目の9月から10月予定の約2,300人というのは、1回目に打った人ももちろん含めて対象だと思うのですけれども、2回目を打つまでは、半年くらいは過ぎてしまうのではないかという気がするのですが、そういうものはないというか、効果がほとんど薄れてしまうのではないかという心配もあるのですけれども、そういうことはないのでしょうか。

豊浦町においても、第9波というわけではないですけれども、少しずつコロナの患者さんが増えているというような話も聞きますので、私もちょっと心配しているのですけれども、1回目は65歳、2回目の65歳以上の方も含めて対象になっていると思うのですが、その辺については何かお考えはあるのかと思い、聞かせていただきます。

- ○議長(根津公男君) 藤原総合保健福祉施設事務長。
- **〇総合保健福祉施設事務長(藤原弘樹君)** 議員の言われるとおり、分科会から示されているのは、重症化予防効果というところで最低6か月程度と言われてございます。

報告によっては1年程度の効果があるとも言われておりますので、今回の国の方針としては、 全ての方は秋の1回で、来年度以降もきっと秋の1回になると思いますが、そこら辺はまだ確 定ではございません。 ただ、重症化のリスクが高い今言われた65歳以上の方や基礎疾患のある方や医療従事者につきましては、春に受けて、6か月以内のうちに秋にもう一回受ける、全ての方は秋に受けるということで、今回、私たちの場合でいきますと、春に1,700名程度の予定者で、秋につきましては、全て、今回、うちではオミクロン株を5回目に昨年11月から打った方を基本的な対象として、そこのときに大体1,990名ほどいたのですが、それにプラスアルファを加えまして、2,300万円程度を秋接種で今回は補正提案させていただいたところでございます。

- ○議長(根津公男君) ほかにありませんか。 勝木議員。
- ○4番(勝木嘉則君) もう一つお伺いします。

送迎のタクシーのことですけれども、いろいろと聞く中では、昨年度は送迎のタクシーで行ったのだけれども、本町から離れていて、申し訳ないけれども、自分1人だった。これだとタクシーで行くのももったいないような気がするということで、そういうタクシーの利用については、送迎のタクシーの会社ではいろいろな車の種類があると思うのですが、まとめて打つような方法は捉えているのか、お聞きします。

- ○議長(根津公男君) 藤原総合保健福祉施設事務長。
- ○総合保健福祉施設事務長(藤原弘樹君) タクシーを要望する方向性が一緒で時間帯も合致すれば相乗りもできるのですけれども、シミュレーションがうまくいかない場合は、やはり1人1台という形になります。自分で来る、町のバスを使うのがなかなか難しい人はタクシーの申込みされる方が多いので、その辺でうまくシミュレーションが難しいのですけれども、うちとしては多くの方に接種していただきたいという部分も含めまして、なかなか足の手配がつかない人に対してタクシーを出してあげたいという形で、今回、こういった補正提案をさせていただいてございます。
- 〇議長(根津公男君) 勝木議員。
- **〇4番(勝木嘉則君)** 近所の隣の人、時間帯、またはそういうものが合う人たちは、きちんとやまびこを中心としてまとめて車も利用させているということなのか、それとも、こっちも1人、こっちも1人でも、それは希望に沿うようにしてやっていますということなのか、それはどういう捉え方をしたらいいのでしょうか。
- ○議長(根津公男君) 藤原総合保健福祉施設事務長。
- ○総合保健福祉施設事務長(藤原弘樹君) 基本は希望に沿うというところがメインです。 同じ時間帯で同じ所からというところと、待機時間も人によって変わります。基礎疾患のある方であれば時間帯が変わってきて、もう一人の方が待つことになるとなかなか難しいのですけれども、送迎の時間帯とか待機時間等も考慮した中で、相乗りするのがなかなか難しいと。 そういった部分がうまく回れば、相乗りも考えていきたいのですけれども、基本的には希望に沿った中でタクシーを出させていただいております。
- 〇議長(根津公男君) ほかにありませんか。 石澤議員。
- 〇7番(石澤清司君) 関連で3回目の質問をさせていただければと思います。

5月8日から5類になるということで、インフルエンザと同じ立場になります。今までの2類と違って、いろいろと感染に対してマスクをしなさい、手を洗いなさい、検温をしなさいということが撤廃されるという中で、やまびことしては老健施設を持っているわけです。また、ショートステイ、デイサービスもやっているということで、5月8日以降、マスクとか手洗いはどういうようなことになるのか。

また、老健施設等についても、家族の面会等についても今までは制約があってなかなかできなかったということもあるのですけれども、5月8日以降、家族の面会についてのマスクの着用とか、居住棟、2階の入ったところは検温などをしなければならないようになるのか。また、面会時間等の制限や食べ物の持込み等も含めて、その辺のところの制限、それから、面会の人数的なものが今までは制限されてきたのですけれども、5月8日以降についてはどのような対応になるのか。

町民の人たちも、関係者も、関係の家族には書面で説明されていると思うのですけれども、 その辺のところも含めて、ひとつご説明をいただければと思います。

- 〇議長(根津公男君) 阪下総合保健福祉施設事務次長。
- 〇総合保健福祉施設事務次長(阪下克哉君) お答えします。

まさに今、面会をどのような形で再開するのかということを内部で議論している最中でございまして、まだ現時点では、いつからどのような方法で再開するという結論には至っておりません。

ただ、我々従事者については、マスクの着用、手指消毒の励行、熱発した場合の抗原検査を して、陽性である場合は出社停止等、今までと同様の対応をして、持ち込まない対策を継続し ていく形で考えてございます。

また、ショートステイやデイサービスについても同様の取扱いになります。

- ○議長(根津公男君) ほかにありませんか。 山田議員。
- O1番(山田秀人君) 歳入の話です。

当初予算において予算計上を遺漏していたということですが、これは予算を作成、編成する ときに当然上がってくる話であって、どうして漏れたのかというのはちゃんと検証したのです か。

マニュアル化されているわけですから、落ちるわけがないと思うので、どうしても考えられないのですが、そこのところの検証はどのようにしたのか。どうしてこれは遺漏したのですか。 そこのところがどうも考えられないのですが、専門家の方、ご答弁をお願いします。

- 〇議長(根津公男君) 本所政策財政課長。
- ○政策財政課長(本所 淳君) 申し訳ございません。

土地建物貸付収入については、予算のシステムでは、毎年のように項目として起きていると ころですけれども、予算編成の段階において、最終的に数字をきちんと入力して、確定ボタン、 エンターボタンを押さないと、項目だけが載っていて数字が載ってこないという状況が発生し てしまいます。

今回については、実際には入力の確定ボタンを押していないことに気づけず、そのまま予算 編成に至ってしまったということでございます。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- ○1番(山田秀人君) 実務者がこの入力をきちんとしておかないと新しい編成にはならないということですから、それをどうやってチェックするかということです。ですから、どうもそこのところもチェック漏れになっているということになるのです。200万円程度の金額ですけれども、年間200万円で生活している人もいるのです。

ですから、予算編成をするときの重要さを十分に考えてやるということが大事だと思うのですが、今後、これは本所政策財政課長のところで扱っていくのですね。来年もこういうことは起こり得るかもしれないということはあるのですか。

- 〇議長(根津公男君) 本所政策財政課長。
- ○政策財政課長(本所 淳君) 先ほどの所管については、今回の機構改正を受けまして、令和5年度から、政策財政のほうではなくて、総務課の広報財産係の所管にはなりますけれども、政策財政課としても、そのような漏れがないように改めてチェック体制を築いていきたいと思ってございます。

以上でございます。

- ○議長(根津公男君) ほかにありませんか。 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** 聞いていて、ふと思い出したのですが、何年も前から人事評価というものをやっていましたね。人間だから見落としもあると思いますが、人事評価というのは、出勤とか、体調だとか、欠勤ということだけではなくて、懲戒処分になった方とか、ちょっとしたミスをした場合など、そういう場合は人事評価としてどのぐらい点数が下がっていくのですか、具体的にお尋ね申し上げます。
- 〇議長(根津公男君) 石川総務課長。
- ○総務課長(石川壮輔君) 人事評価制度についてでございますが、人事評価につきましては、 業績評価と能力評価の二つに分かれて、合わせて総合的に評価されるということでございます。 今、予算の計上漏れがあったということがございましたが、こちらについては、業績評価と いうところには関わってこないと思っておりますし、能力評価というところにつきましては、 こういったことが何度も繰り返されるという場合には、やはり集中力が欠如しているとか、そ ういった部分で少し点数が落ちていくことも考えられると思っております。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** 人の失敗をこの場で言うことは慎まなければならないのだけれども、 その辺は当たり前に進めてやってくれればと思います。

何回も繰り返されるのではなくて、いつも理事者はPDCAとか報連相と言っていますけれども、これは1回やっただけでも人事評価の対象になるように、点数が10点だったら半分ぐらいでもいいから、そういう評価をするように、その辺はうまくやってください。

それから、一つだけお尋ねしましょう。

議案書の10ページですが、補正予算概要の水産係のやつで、確認と現状を含めてお尋ね申し上げます。

概要書の3ページです。

今回は、ばら売り、1 立米が2,000円から3,000円になって1,000円上がったと。そして、数字もここに載っております。それはそれとして把握しているのでありますが、これはいつもなら、袋売りも予算化しているはずなのでありますが、その辺の中身だけお尋ねしましょう。袋売りは、現状はどのぐらいを見ているのか。

それと、ついでに申し上げますが、水産商工観光課長の話だと、5月中旬に関東方面の方と連携して1万袋売れるようだと。あるいは売ってほしいと。あるいはそういう取組をするのだと。それはそれでいいでしょう。それに関連があるものだから申し上げたのだけれども、前回取り下げた袋詰めのオートメーションの機械、オートメーションと言うのかは別問題として、人力でなくて機械化して、スピーディーにできるようにということでしたが、それは時期尚早だと、先をもうちょっと見てからのほうがいいのではないのかというお話でありましたけれども、それと関連性があるということも含めて、ばら売りのやつを製品化して販売するのか、しないのか。どの程度の収入を見込んでいるのか。そこのところをまずお尋ねしましょう。平た

くでいいです。

何回も言っているように、戻し堆肥は使い方によっては、海の恵みは豊浦町の財産であり、収入になる宝だと言っても過言ではないので、それなりの工夫をして、いい売り先を見つけて売っていただくと。思うような計算にはなりませんが、ひょっとしたら1億円以上も売れるのではないのかと。そしたら、バイオガスプラントの補塡にもつながるのではないか。それから、水産系の残渣処理場の委託料も全部ペイになって、少しは収入アップになるのではないか。そのために、政策財政課も設置したと思うけれども、手遅れにならないためにも、そんなことを申し上げて前置きしましたけれども、お尋ねしましょう。

- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- **〇水産商工観光課長(長谷部 晋君)** 当初予算で見込んでおります10キロ袋につきましては、2,500袋を見込んでいまして、金額にすると75万円です。

そのほか、10キロ袋の現年分があるのですが、それにつきましては500袋で7万5,000円、あとはばら売りが500立米で15万円、合計97万5,000円という当初予算で見込んでいますが、今回の補正でばら売りのほうの単価を上げさせて、条例を一部改正させていただいて、単価も2,000円に上げさせていただきました。

その部分で85万円の増額になってございますが、先ほど関東方面のというお話をしましたけれども、1万袋をお願いするわけですが、その部分でいくと、300万円ほどの増額になります。そのほか、ばら売りの部分も、関東の方が買ってくれるというお話はもう決まっていまして、約3,000立米ぐらいは買っていただける予定でございます。夢の9,000万円には程遠いですが、先ほど目標値に掲げさせてもらいましたけれども、合計1,000万円という金額を目指していきたいと考えております。

あとは、堆肥ですが、本当に豊浦町の宝です。その堆肥もいろいろな方面に売っていきたい と思っていますし、私自身も営業マンとしていろいろなところで売っていきたいという考えも ございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) その姿勢と熱意は受け止めておきますけれども、ここに97万5,000円の補正前の金額は載っています。あとは、ばら売りと袋詰めですね。

97万5,000円のばら売りはばら売りとして、袋売りは袋売りとして、それを見ていた部分は、今までは手で詰めたりするということだと思うのだけれども、それも関連があるので、前回、副町長が個々の議員に置いていった資料の中に、堆肥自動計量袋詰め機の導入について、それは時期尚早ということで、先を見てからということで、それも一つの思いでありますからいいのですが、その袋詰め計量機というのは幾らぐらいの機械なのですか。まさか500万円、1,000万円もするわけではないでしょう。お尋ね申し上げましょう。

- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- **〇水産商工観光課長(長谷部 晋君)** 当初、こちらで購入したいと考えていたものは税込で 286万円です。それは定価ですので、実際に入札したときには下がると思いますけれども、一応、 その金額で補正を提案させていただこうという考えでございました。
- ○議長(根津公男君) ほかにありませんか。 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 今の関連ですが、リサイクルセンターの管理運営の内容、先ほども聞きましたが、袋詰めまでだということです。そうすると、機械で袋詰めをするのか、人の手で袋詰めをするのか、機械は受託した会社が買って袋詰めをしていいと言うのか、そこら辺の契

約はどのようになっているのですか。

今、長谷部水産商工観光課長が膨大な金額を目標に持っていて、人をたくさん雇って、人の 手で売上げを上げていくとなると、その人件費たるや膨大なものになるので、そのためには機 械が必要だと。これは委託料の中に含まれるのか、それとも、町が備品購入費として買い与え てやってもらうのか、そこら辺の契約内容はどのように関わっているのでしょうか。

- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- **〇水産商工観光課長(長谷部 晋君)** 現状、これまでは袋詰めは手でやってございました。 先ほど当初予算のお話をしましたけれども、2,500袋を予定していますが、それぐらいであれば手で袋詰めができると思いますし、これまでもしていたと思います。

私としては、先ほど言った1万袋という販売を考えていますけれども、それを手でやるには、どうにもならないです。実際に私もやりましたけれども、二、三人でやって2時間で約100袋が限界です。やはりたくさんの数を売るには、自動袋詰め機というものがございまして、10キログラムなら10キログラムで設定をして、それが袋にだっと入るような感じです。袋に封をするのは人間の手になりますが、計って自動で入れる、それを機械でできることによってかなり効率が上がりますので、そういう部分で6月の定例会のときには提案したいと思っています。

契約については、設備も、現状は10キロ袋も町で用意している部分がございますので、それは今後も変わらない状況です。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** そうすると、備品というのは、町が購入して袋詰めをしてもらうという契約になりますね。分かりました。

そこで、そんなに立派なものでしたら、ふるさと納税の返礼品として使えると思うのですが、 いかがですか。

- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- **〇水産商工観光課長(長谷部 晋君)** これは原課に聞かなければ分からないですけれども、 ふるさと納税の返礼品として扱ってもらえるかどうか、仮に扱ってもらっても買ってもらえる かどうか、そこも判断ができないのですが、可能であれば、そういうことも検証したいと思い ます。
- 〇議長(根津公男君) 石澤議員。
- **○7番**(石澤清司君) 今の肥料のことで確認をさせていただきたいのだけれども、普通、食品を加工して売る場合には、食品法というものがあって、それに規制をされて、いろいろと住所から氏名から代表から、どういう内容のものがあるかということも掲示をしなければならないことになるのですが、肥料を販売するに当たって、法的な制約は何もないという理解でいいのか、その辺は、成分表も含めて、最低限、こういうことをしないと販売しては駄目ですということになっているのか。その辺のところを私もまだ学習していないものだから、分からないのでお聞きするのですけれども、販売するに至って法的な制約というものはないのだという捉え方でいいのか。やはり制約があって、中身の成分についてはしなければならないし、こういうようなものに使うことによって、塩分を含んでいるものだから、枯れますよというものも含めて、その辺のところの表示というものが必要であるのかないのかも含めて、当然、販売するに当たって調べていると私は理解しているのですけれども、その辺のところの制約がどのようになっているのか、ひとつ答弁をいただきたいと思います。
- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- **〇水産商工観光課長(長谷部 晋君)** 肥料の販売に関する制約は、実情ございませんが、肥

料法という法律がございまして、本町の海の恵みは特殊肥料なのですけれども、特殊肥料の肥料登録というものをしています。そこにはやはり成分分析をして、成分の表示も実際の袋に書いていますけれども、そういったことをしなければならないという決まりがございます。

○議長(根津公男君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。 討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時43分再開 午後2時55分

- ○議長(根津公男君) 休憩を閉じて再開いたします。
- ◎議案第34号 令和5年度豊浦町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)について 〇議長(根津公男君) 日程第8、議案第34号 令和5年度豊浦町国民健康保険病院事業会計 補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋国民健康保険病院事務局長。

○国民健康保険病院事務局長(高橋美香君) 議案第34号 令和5年度豊浦町国民健康保険病 院事業会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

議案書の13ページをご覧ください。

今回の補正につきましては、第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

歳入歳出ともに808万7,000円を増額し、総額8億4,189万3,000円とし、予算第7条に定めたたな卸資産購入限度額を50万4,000円増額し、1億1,487万5,000円とするものでございます。

歳出明細書の18ページをお開きください。

歳出につきましては、コロナワクチン接種に係る一般事務職員1名と、臨時看護師3名に係る報酬、手当、法定福利費及び職員の時間外勤務手当の給与費、接種時に使用するグローブ、マスク、消毒液等の材料費、あとは感染対策に係る空気清浄機、サーキュレーター、その他、予診票の保管などにかかるキャビネットなどの消耗備品、医療廃棄物処理に係る経費をそれぞれ計上するものでございます。

歳入明細書の16ページをお開きください。

歳入につきましては、歳出で計上しました経費について、ワクチン接種に係る接種料及び接種業務受託収入として計上しております。

以上で説明を終わります。

- ○議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。 石澤議員。
- **〇7番(石澤清司君)** 先日、4月19日の全員協議会については、コロナワクチン、病院における接種事業ということで質問を差し控えさせていただきました。

今日質問したのは関連ということで、当然、町民の方も病院のこれからの外来も含めて、どのようになっていくのだろうか。多分、町民の方もその辺を心配しているのではないかなということで、先日、病院事務長に関連で質問させていただく旨を電話させていただきました。

一つは、道についても、入院に関しては全ての医療機関で受入れをしなさいということで、21日に道知事がそれぞれの関係者を集めて話をしたということが新聞等に載っていたことも含めて、これらのことも含め、国保病院として、外来として発熱患者を病院で対応していただけるのか、また、検査結果が陽性になった場合に自宅待機という形になるのか、病院内で入院という形になるのか。

また、外来の診察について、先ほどやまびこにも質問をさせていただいたのですけれども、マスクとか検温とかについても、前は距離を何メートル空けなさいということもあったと私は理解しているのですが、5月8日以降、外来診察も含めて、その関係については病院としてどのような対応をされるのか、もし決まっていればご答弁いただければと思います。

- ○議長(根津公男君) 高橋国民健康保険病院事務局長。
- **○国民健康保険病院事務局長(高橋美香君)** 5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類に変わりますということで、季節性インフルエンザと同様の取扱いになるということですけれども、豊浦国保病院におきましては、近隣の町とか、町内においてもまだまだ陽性者が発生している状況でございますので、そういったことも踏まえて、病院での対応につきましては、今までどおり変わらずということで、当然、マスクの着用はしていただきます。

また、発熱者についても、現在も発熱患者については診ております。ですので、発熱者とか風邪症状のある方については、一般の外来患者となるべく接触しないように、現在もそういった方については、事前に電話をいただいて、玄関のところにもそういう掲示はしているのですけれども、病院に電話をいただいた上で、症状ですとか、そういった内容の問診を聞いて、お車で来ていただいている方は、お車でお待ちいただいております。また、徒歩で来られている方は、これからですけれども、そういった方用のプレハブを購入する当初予算を組んでおりますので、そちらを早々にやっていきたいと思います。

検査については、救急外来のほうで今も検査しております。

今までは用意していなかったのですけれども、今年度、令和5年度の当初予算でPCR検査の機械も買うこととしております。今までは、検査は外部機関に出して、翌日でなければ検査結果が出ないということでしたけれども、今後においては、二、三時間以内に病院の中ですぐ検査結果が分かるという形に変わっていきます。ですので、外来の対応は今までと変わらないということになります。

また、入院されている方の面会についてですけれども、こちらも、まだまだ陽性者が出ている状況もありますので、コロナ禍前のように、以前のように自由に病棟に上がって患者さんの病室に行って面会をするということはできません。ただ、医師が認めた場合だけ、もうあまり状態がよくないという方については、先生から逐一連絡をして面会させるような形を取っておりますので、そこら辺はご理解いただきたいと思います。

それから、職員の勤務については、5類に変わることによって、待機期間は5日間と国のほ

うでは示されておりますけれども、5日目のぎりぎり解除というところでかかってしまう方も 稀にいらっしゃいますので、病院の職員の対応としましては、今までと変わらず、7日間は自 宅待機していただいた上で出勤させるという取扱いにしていきます。

- 〇議長(根津公男君) 石澤議員。
- **〇7番(石澤清司君)** 検査結果が陽性になった場合は入院という形を採るのですか、それとも、自宅待機ということになるのか、いま一度、その辺をお願いします。
- 〇議長(根津公男君) 高橋国民健康保険病院事務局長。
- **○国民健康保険病院事務局長(高橋美香君)** 基本的には自宅待機です。もし入院が必要な重 篤な患者さんの場合については、感染症の病棟を持っている医療機関へ紹介をするということ になろうかと思います。
- ○議長(根津公男君) ほかにありませんか。 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** コロナ禍に対する政府の対応が緩和されたということで、それに伴う 市町村における公立病院の対応も、今、病院事務長が申されたような話です。

コロナが5類になる前のいわゆる2類の状況でも、医療機関、その関係機関に勤める人たちは本当に大変で、退職される方も全国的には結構いらしたわけです。本当に大変で、職場を離脱せざるを得ないという厳しい環境になるわけです。

ですから、5類になっても、今おっしゃったようないろいろな感染を防ぐためには、人一倍、通常と違った職場ですから大変だと思うのですが、そこら辺の措置というか、精神的な負担に対する処遇というものは考えているのですか。

- 〇議長(根津公男君) 高橋国民健康保険病院事務局長。
- **○国民健康保険病院事務局長(高橋美香君)** ちょっと考えておりませんでしたが、全国的にいるいろなコロナ患者さんを受け入れている病院については、本当に精神的にすり減った中で仕事をされていると思います。

ただ、私どもの病院に関しては、コロナの入院患者さんを外から受け入れるということは今までもしておりませんでしたし、感染病棟に入院された方の感染解除後の入院患者さんについては受入れをしていっております。今、山田議員がおっしゃったように、処遇の問題というのは感じるところはありますが、今すぐ何かするということはできないような状況でございます。(何事か言う人あり)

○議長(根津公男君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。 討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

◎報告第1号 専決処分の報告について(令和4年度豊浦町一般会計補正予算(専決第2

号について)

○議長(根津公男君) 日程第9、報告第1号 専決処分の報告について(令和4年度豊浦町 一般会計補正予算(専決第2号)について)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本所政策財政課長。

〇政策財政課長(本所 淳君) 報告第1号 専決処分の報告についてご説明いたします。 地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規 定により、これを報告するものです。

21ページの専決処分書をご覧ください。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をするものです。

専決処分の内容につきましては、一般会計の補正予算で、専決処分日は令和5年3月31日で ございます。

それでは、専決処分の内容についてご説明させていただきます。

令和4年度豊浦町一般会計補正予算専決第2号は、次に定めるところによるものです。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第5表、地方債補正によるものでございます。 28ページをお開き願います。

第5表、地方債補正でございます。

認可外保育施設等利用助成金支給事業と畜産担い手総合整備事業の2事業につきまして、借 入額が確定いたしましたので180万円を増額し、限度額を810万円とするものです。

26ページをお開き願います。

歳出につきまして、民生費及び農林水産業費ともに補正額の増減はなく、財源更正のみとなっていますが、民生費の認可外保育施設等利用助成金において、利用者増による50万円の増額を節内流用によって対応したため、補正額の増減はありません。

次に、24ページをお開き願います。

歳入につきまして、畜産担い手育成総合整備事業における受益者ごとの負担額清算により、 受益者負担金を減額するとともに、各事業費の確定に伴い、町債の増額と財政調整基金繰入の 減額により、財源調整を行います。

以上で説明を終わります。

○議長(根津公男君) 説明が終わりましたが、この報告は地方自治法第180条第1項の規定に 基づく専決処分の報告であることから、特に確認したい事項等があれば質疑を受けることとい たします。

山田議員。

〇1番(山田秀人君) 専決処分ですから、議会と執行機関側とのやり取りが法律によってあるということは否めざるを得ません。

そこで、内容についてお聞きいたします。

まず、認可外の保育施設、要するに総事業費が増えたのですよね。ゼロ歳から1歳までの方が増えて、その費用を要したので増額したというわけですが、これは3月31日に急に増えたわけではないでしょう。

こういうものというのは事前に分かって、専決処分に値するかを事前に予測できるものでは ないのかという気がするのですが、そこのところはどういう考え方なのですか。 附帯資料で言いますと、ゼロ歳児が2人、1歳児が1人の3人になったと。幸豊の社保育園2015という施設ですよ。これは急に増えて、タイミングとして3月の補正には間に合わないという状況だったのですか、伺います。

- 〇議長(根津公男君) 久保町民課長補佐。
- **〇町民課長補佐(久保隆史君)** 事業費の増になりますが、事前に分かっていた部分もありますし、2月以降の議案を締め切った後に入所されるという方も含まれてはいるのですけれども、当初の時点でも、当初予算よりは多くなるところは把握しておったのですけれども、節内の部分で、ほかの事業で執行残があるということで補正の手続を行わなかったというのが実情でございます。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **○1番(山田秀人君)** ある程度は予想がついていて、専決処分を避けることもある程度はできたということだと思います。

限度額ですから、債務負担行為であれば、結局はその中で処置すれば余してもいいわけです。 きちんと欠損するというか、そういうことではないかと思います。これは気をつけるべきでは ないかと思います。

それから、もう一つの畜産担い手総合整備事業です。

これは、草地整備事業でもって施工面積が増えたというわけでもないし、決算では予算当初よりも事業費が増えたのですね。これはどういうことなのですか。これも年度内に急に増えたわけではないでしょう。どういう経緯なのですか。また、事業の内容はどういう内容だったのですか。これではよく分からないので、そこも含めて答弁してください。

- 〇議長(根津公男君) 井上農林課長。
- **〇農林課長(井上政信君)** 概要書では分かりづらい部分がありますので、かみ砕いてお話を したいと思います。

まず、畜産担い手総合整備事業ですけれども、草地更新、草地改良といった事業でございます。予測できなかったのかというところですが、正直に申して、もうちょっと早い段階で予測できたのかなというところは、大変申し訳ございませんでした。

当初の予算編成の考え方として、北海道農業公社が提示する概算事業費というものに基づいて、この事業の市町村負担額の割合については13%を持つというのが基本でございますので、それを基に予算編成をしました。

ただし、反省がありまして、この計算ですと、ざっくりしていて、予算の見積りとしては精度が甘いということで、実際には事業の一部項目によっては、町の負担割合というのが13%でなくて、50%の事業メニューもあるものですから、そういったものとのやり取りの中で、実際町の負担額が増えたということで、裏を返せば受益者の負担が減ったということで、町と受益者の持分で、増減がプラス・マイナス・ゼロという形で、今回は申し訳ございませんけれども、専決処分という中でこの増減について整理させていただきたいということでございます。

- 〇議長(根津公男君) ほかにありませんか。
 - 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) このからくりというか、手法というのはあまり得意な分野ではないのだけれども、謙虚な気持ちで、恥をかいてお尋ね申し上げたい。

政策財政課長の説明によると、補正の金額はないのだと。過疎債の関係でやるのだと。概要書の6ページと議案の25ページの農林水産業費負担金が130万円の減、基金繰入金が50万円の減、認可外施設等利用助成金支給事業で50万円の増、畜産担い手総合整備事業で130万円の増、

これでプラス・マイナス・ゼロになるのだけれども、今回は過疎債を組み入れるということで、 そのからくりの中身、手法についてお尋ね申し上げます。

- 〇議長(根津公男君) 本所政策財政課長。
- ○政策財政課長(本所 淳君) 今回の専決処分については、過疎債、地方債があるというところが一番の肝でございまして、こちらは認可外保育施設等利用助成金支給事業については50万円の増、畜産担い手総合整備事業については130万円の増ということで、予算の定めはあくまでも上限でございますので、実績としてそれ以上借りるということになれば、予算の議決をいただいて上限額を増やしていかないと借入れを起こすことができないということで、この対応になってございます。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **○1番**(山田秀人君) 畜産担い手総合整備事業は、ソフト事業ということですが、中身はどんな事業ですか。ソフトだから、草地更新のハード事業ではないでしょう。何かのソフトなのだろうと思うけれども、説明してください。
- 〇議長(根津公男君) 井上農林課長。
- **〇農林課長(井上政信君)** 見方によってはハード事業という見方もできますが、それは受益者側からすれば、実際に工事をするわけですから、ハード事業です。

ただし、国や道や市町村においては、給付という立場でお金を取り扱っていて、実際の工事はしていませんので、ソフト事業というような認識の下になっていると私は理解してございます。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **○1番(山田秀人君)** ソフト、ハードの分け目が非常に難解だという話ですが、要するに令和4年度は草地更新か何かをして、それで受益者負担と自治体負担の割合が当初予算とはちょっと変わってしまった、そういうことで増えたということは分かるのだけれども、実際は草地更新か何かをしたということなのでしょう。

46.46ヘクタールを草地更新か草地改良か何かをして、それにまつわるそれぞれの町や受益者の負担の負担率が変わってこのようになったというのは分かります。

だから、大元は草地改良したということなのでしょう。そこを伺います。

- 〇議長(根津公男君) 井上農林課長。
- **〇農林課長(井上政信君)** 末端の現場では、草地を改良したという事実に基づいていろいろなお金の動きがあったということで、当初予算で見た町と受益者の負担の金額にちょっと入り繰りがあったので、これを清算させていただきたいということで、8軒の農家さんが草地改良等をされたということでございます。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- ○1番(山田秀人君) この草地改良はいつまで続くのですか。 どこかにあったような気がするのですが、改めてこの事業について伺います。
- ○議長(根津公男君) 井上農林課長。
- ○農林課長(井上政信君) これは複数年度で実施しておりまして、まだ続いているということで、令和5年度、令和6年度で終了します。事業の始期は令和3年度ですから、4か年事業ということで、今年度を含めてあと2年ということで計画してございます。
- ○議長(根津公男君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)

〇議長(根津公男君) なければ、これで報告第1号 専決処分の報告について(令和4年度

豊浦町一般会計補正予算(専決第2号)について)は、報告済みといたします。 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

◎散会宣告

○議長(根津公男君) 本日は、これをもって散会いたします。 大変ご苦労さまでございました。

午後3時21分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年4月27日

議長

署名議員

署名議員